

社会福祉法人わかば友の会
役員及び評議員等報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば友の会（以下、法人という）の定款第21条及び定款第8条に基づき、役員及び評議員等の報酬等について規程するものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 委員会委員とは評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(報酬)

第4条 各年度による報酬総額の上限は評議員30万円、役員50万円、委員会委員5万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

2 役員、評議員及び委員会委員が出席した時の報酬は、別表1の報酬を支給する。

(報酬の支払)

第5条 報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅 費)

第6条 役員が法人に係る用務等で出張する際に要する旅費に関しては旅費規程により旅費等を支給することができる。

(改 正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決により行う。

別表 1

	役員報酬（税金を差し引いた金額）
理事会	5, 0 0 0
監事監査	1 0, 0 0 0
評議員会	5, 0 0 0
評議員選任・解任委員会	5, 0 0 0
苦情解決第三者員	5, 0 0 0

付 則 施行：平成27年7月1日 （法人役員等の費用弁償に係る規程は廃止）
 施行：平成29年4月1日
 施行：平成29年6月1日
 施行：令和1年4月1日
 施行：令和3年4月1日

役員等慶弔金規程

(目的)

第1条 この規定は、役員等の慶弔金の支出を定める。

(死亡弔慰金)

第2条 役員が死亡した時、各号により支出する。

- (1) 新聞掲載 40,000円以内
- (2) 香典 30,000円以内
- (3) 供花 25,000円以内
- (4) 電報 10,000円以内

(役員親族の死亡弔慰金)

第3条 役員の1親等の親族（配偶者・子・父母）の死亡に対し、次の金額を支出することができる。

- (1) 香典 10,000円

(元役員等の弔慰金)

第4条 法人に貢献のあった者で、理事長が弔意を表すことが相当で、特に必要があると認めた場合は、弔慰金として次の金額を支出することができる。

- (1) 香典 30,000円以内
- (2) 供花 25,000円以内

(他保育園等への弔慰金)

第5条 法人に縁故の深い理事長又は園長等で、理事長が弔意を表すことが相当で、特に必要があると認めた場合は、弔慰金として次の金額を支出することができる。

- (1) 香典 3,000円または5,000円

(退任慰労)

第6条 役員が退任した時は、感謝状（記念品）を贈る。

(その他)

第7条 慶弔金の支出については、理事長の判断により適宜行う。

上記各条の他、必要が生じた場合は、その都度理事長により決定する。

付則 施行：平成26年12月1日
施行：令和7年4月1日

